

# 規制改革推進会議 農林ワーキング・グループご説明資料

---

平成30年10月12日

国土交通省自動車局技術政策課

## 1. 自動車の安全確保に係る制度の概要

## 2. 設計・製造過程における安全確保に係る制度 ～保安基準の概要～

## 3. 自動車の大きさの基準について

## 4. 農耕トラクタへの保安基準適用例

## 5. 使用過程における安全確保に係る制度 ～点検整備について～

## 6. 過去5年間の交通事故発生状況

## 7. 保安基準の緩和認定について

# 1. 自動車の安全確保に係る制度の概要

- 道路運送車両法では、自動車は、国が定める保安上又は環境保全上の技術基準（保安基準）に適合するものでなければ、運行の用に供してはならないこととされている。
- 同法では、自動車のライフサイクル全体にわたり、保安基準適合性を担保するため、
  - 設計・製造過程においては、生産車両の保安基準適合性を国の認証（型式指定）等により確認し、
  - 使用過程においては、使用者に対して点検整備の実施及び国が行う検査の受検を義務付けるとともに、設計・製造に起因する不具合については、自動車製作者等がリコール等の市場改修を実施することにより、自動車の保安基準適合性を継続的に担保している。



- 国は、自動車について、安全性の確保及び環境の保全のため、その構造、装置及び性能にかかる最低限度の技術基準として保安基準を規定（第40条～42条、第46条）。
- 保安基準は、型式指定、点検整備、検査及びリコールにおける技術上の基準として適用される。
- 自動車局では、交通事故の状況、自動車技術の動向等を踏まえつつ、規制の効果と負担のバランス及び国際調和に配慮しながら保安基準を策定している。

### 自動車の構造に関する保安基準の項目（第40条）

- 長さ、幅及び高さ
- 最低地上高
- 車両総重量
- 車輪にかかる荷重
- 車輪にかかる荷重の車両重量に対する割合
- 車輪にかかる荷重の車両総重量に対する割合
- 最大安定傾斜角度
- 最小回転半径
- 接地部及び接地圧

### 自動車の装置に関する保安基準の項目（第41条）

- 原動機及び動力伝達装置
- 車輪及び車軸、そりその他の走行装置
- 操縦装置
- 制動装置
- ばねその他の緩衝装置
- 燃料装置及び電気装置
- 車枠及び車体
- 連結装置
- 乗車装置及び物品積載装置
- 前面ガラスその他の窓ガラス
- 消音器その他の騒音防止装置
- ばい煙、悪臭のあるガス、有毒なガス等の発散防止装置
- 前照灯、番号灯、尾灯、制動灯、車幅灯その他の灯火装置及び反射器
- 警音器その他の警報装置
- 方向指示器その他の指示装置
- 後写鏡、窓ふき器その他の視野を確保する装置
- 速度計、走行距離計その他の計器
- 消火器その他の防火装置
- 内圧容器及びその附属装置
- その他政令で定める特に必要な自動車の装置

### 自動車の性能に関する保安基準の項目（第42条）

- 乗車定員
- 最大積載量

### 保安基準の原則（第46条）

- 運行に十分堪え、操縦その他の使用のための作業に安全であるとともに、通行人その他に危害を与えないことを確保するものでなければならない
- 製作者又は使用者に対し、自動車の製作又は使用について不当な制限を課してはならない

### 3. 自動車の種別ごとの大きさの基準について

自動車の種別		長さ	幅	高さ
普通自動車		12m	2.5m	3.8m
小型自動車		4.7m	1.7m	2.0m
軽自動車	二輪以外	3.4m	1.48m	2.0m
	二輪	2.5m	1.3m	2.0m
大型特殊自動車	農耕トラクタ（最高時速35km/h以上）	12m	2.5m	3.8m
	ショベルローダ等（最高時速15km/h以上）			
小型特殊自動車	農耕トラクタ（最高時速35km/h未満）	12m	2.5m	3.8m
	ショベルローダ等（最高時速15km/h未満）	4.7m	1.7m	2.8m

## 4. 農耕トラクタへの保安基準適用例



- 灯火装置等  
前照灯、方向指示器、車幅灯
- 後写鏡



- 灯火装置等  
方向指示器、尾灯、制動灯、  
後退灯、反射器
- 後写鏡

出典: YANMAR HP より画像引用



## 5. 使用過程における安全確保に係る制度～点検整備について～

- 自動車の使用者は、点検・整備をすることにより、自動車を保安基準に適合するよう維持する義務を負う（第47条）とともに、日常点検整備（第47条の2）及び定期点検整備（第48条）をしなければならない。
- 使用者が、点検整備を適確に実施できるようにするため、国は日常・定期点検整備の実施の方法を手引として公表するとともに（第57条）、自動車製作者等は、その他点検整備に必要な技術上の情報を使用者に提供するよう努めなければならないとされている（第57条の2）。
- 地方運輸局長は、自動車が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態にあるとき、使用者に対して整備命令を行う。また、使用者が従わない場合、使用を停止することができる（第54条）。

### 使用者による点検整備の義務

### 使用者が点検整備を適確に実施できるようにするための情報提供

#### 保安基準に適合するよう維持する義務（第47条）

自動車の使用者は、点検・整備をすることにより、自動車を保安基準に適合するよう維持しなければならない。

##### ①日常点検整備（第47条の2）【全ての自動車】

- 自動車の使用者は、走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に日常点検をし、必要な整備をしなければならない。

##### ②定期点検整備（第48条）【小型特殊除く】

- 自動車の使用者は、定期的に点検をし、必要な整備をしなければならない。

##### ③その他使用状況・車種に応じて行う点検整備

#### 国が作成する点検整備に関する手引（第57条）

- 国土交通大臣は、使用者又は運行者が点検整備の実施の方法を容易に理解することができるようにするため、日常点検整備及び定期点検整備の実施の方法を内容とする手引を作成し、公表するものとする。

#### 自動車製作者等による情報の提供（第57条の2）

- 自動車製作者等は、使用者が日常点検整備及び定期点検整備以外の点検整備をするに当たって必要となる技術上の情報を使用者に提供するよう努めなければならない。

### 整備命令・使用停止命令

- 地方運輸局長は、保安基準不適合の状態等にある自動車の使用者に対しては、整備命令をすることができる。（第54条第1項）
- 使用者が整備命令に従わないときは、自動車の使用停止をすることができる。（第54条第2項）

## 6. 過去5年間の交通事故発生状況

### ○ 農耕用特殊車両の当事者別交通事故件数及び死亡事故件数の発生状況

	交通事故件数		死亡事故件数	
	第1当事者	第2当事者	第1当事者	第2当事者
H29	92	103	32	4
H28	106	118	31	9
H27	110	121	22	10
H26	97	117	25	6
H25	129	118	33	3

### ○ 農耕用特殊車両の第1当事者交通事故の発生場所内訳

	市街地	非市街地
H29	20	72
H28	22	84
H27	28	82
H26	15	82
H25	22	107



## 7. 保安基準の緩和認定について

(道路運送車両の保安基準第55条保安基準緩和関係)

地方運輸局長が、その構造により若しくはその使用の態様が特殊であることにより保安上及び公害防止上支障がないと認定した自動車については、保安上及び公害防止上支障がないものとして地方運輸局長が当該自動車ごとに指定したものは、適用しない。

基準緩和の認定については、地方運輸局長が条件若しくは期限又は認定に係る自動車の運行のため必要な保安上若しくは公害防止上の制限を付して認定する。

### 保安基準緩和車両 例

○長大又は超重量で分割不可能な荷物を輸送する車両



○路線を運行する連節バス



○緑色点滅灯(誘導車及び幅広セミトレーラを牽引するトラクタ)



○超小型モビリティ



○農耕トラクタにおいても、上記緩和車両例と同様に、保安上及び公害防止上支障がないか審査を行い、必要により地方運輸局長が条件等を付して認定を行うことは可能であり、今後この制度の活用により、適切に対応していきたい。